吸収分割に関する事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

電　源　開　発　株　式　会　社

電源開発送変電ネットワーク株式会社

2020年4月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社
代表取締役　渡部　肇史

東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発送変電ネットワーク株式会社
代表取締役　鈴木　亮

電源開発株式会社(以下「分割会社」といいます。)と電源開発送変電ネットワーク株式会社(2020年4月1日付で「電源開発送電事業分割準備株式会社」から商号変更。以下「承継会社」といいます。)は、2019年4月26日付で締結した吸収分割契約に基づき、本日を効力発生日として、分割会社がその送電事業(以下「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を実施いたしました。

本件分割に関する会社法(以下「法」といいます。)第791条第1項第1号および会社法施行規則(以下「規則」といいます。)第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては法第784条第2項に基づく簡易吸収分割となります。

1．吸収分割が効力を生じた日(規則第189条第1号)

2020年4月1日

2．分割会社における法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過(規則第189条第2号)

(1)　反対株主の差止請求手続について(法第784条の2)

本件分割は、法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2)　反対株主の株式買取請求手続について(法第785条)

本件分割は、法第785条第1項第2号に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3)　新株予約権買取請求手続について(法第787条)

分割会社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

（４） 債権者異議手続について（法第 789 条）

分割会社は、法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 3 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

３．承継会社における法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続ならびに法第 797 条および法第 799 条の規定による手続の経過（規則第 189 条第 3 号）

（１） 反対株主の差止請求手続について（法第 796 条の 2）

承継会社の株主は分割会社のみであり、法第 796 条の 2 の規定による承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主はおりませんでした。

（２） 反対株主の株式買取請求手続について（法第 797 条）

本件分割は、承継会社の唯一の株主である分割会社の同意をもって、承継会社の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

（３） 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 3 日付で官報公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、同日付で知れている債権者はおりませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額： 249,641 百万円（概算値）

承継負債の額： 220,622 百万円（概算値）

５．法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 7 日（予定）

６．前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上